

1 3 水産業振興施策の充実について

(財務省、農林水産省)

【内容】

- (1) 漁業経営の安定を図るため、資源管理・漁業所得補償対策を拡充すること。
- (2) うなぎ養殖の種苗であるしらすうなぎの資源を確保するため、天然うなぎの生態を解明するとともに、その保護に関し統一的な指針を示すこと。
また、放流用雌親うなぎの生産及び人工種苗量産化の技術開発を推進すること。

(背景)

平成23年度から始まった資源管理・漁業所得補償対策は漁業経営安定に有効な施策であるが、より多くの漁業者が制度へ参画することができるよう、漁業共済における国庫負担割合の引き上げが必要である。

養鰻業の種苗であるしらすうなぎは、世界的に今期で3年連続不漁であったため、本県養鰻業者の約1/4が池入れを見合わせる異常事態となっている。しかし、天然うなぎの生態には未解明な部分が多く、しらすうなぎ不漁の原因は明らかではないため、天然うなぎの生態を早急に明らかにする必要がある。また、しらすうなぎの資源回復のためには、産卵場へ回遊する親うなぎの保護が有効な手段の一つであり、全国で一体的に取り組む必要があることから、国が統一的な指針を示すことが望まれる。

さらに、しらすうなぎを安定的に確保するためには、産卵親うなぎの資源増大に資する放流用の雌親うなぎを育成する技術開発や人工種苗の量産化を実現する技術開発を推進する必要がある。

こうした中、水産庁では6月29日にウナギ緊急対策を発表したところであるが、これらの対策の早期実施が強く求められる。

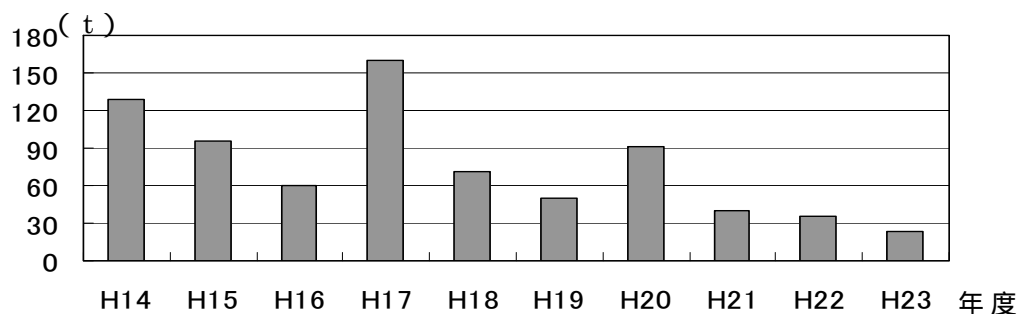
(参 考)

漁業共済（漁獲共済）掛金の負担割合

加入経営体数要件	国庫負担割合	漁業者負担割合
全数加入	75%	25%
半数以上加入	62.5%	37.5%
半数未満加入	50%	50%

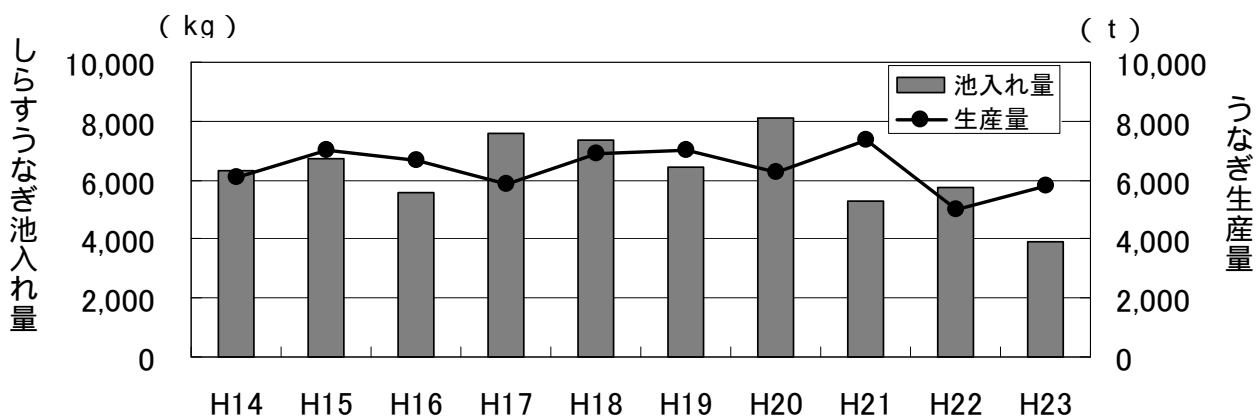
10トン以上の漁船の事例

世界のしらすうなぎ（ジャポニカ種）漁獲量の推移



年度は当年 11 月から翌年 4 月まで

本県のしらすうなぎ池入れ量とうなぎ養殖生産量及び経営体の推移



1 池入れ量は当年 11 月から翌年 4 月まで
2 生産量は当年 1 月から 12 月まで

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
経営体数	166	162	150	141	145	152	146	147	147	143